

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 医学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座、内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学講座</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座</p> <p>人間健康科学系専攻 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族健康看護学講座、地域保健看護学講座、医療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学療法学講座、作業療法学講座</p> <p>(専攻共通) 先端・国際医学講座</p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条</p> <p>(同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>(専攻長)</p> <p>第6条 前条第1項の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。 ただし、引き続き3年を超えることができない。</p> <p>3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。</p>
<p>(附属教育研究施設)</p> <p>第6条 } (事務組織) } 第7条 } (略) (内部組織) } 第8条 }</p>	<p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 } (事務組織) } 第8条 } (同 左) (内部組織) } 第9条 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する社会健康医学系専攻長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成20年11月30日までとし、同日後引き続き3年を超えることができないものとする。</p>